

# 特殊自動車排ガス許容濃度改正 環境省



環境省は、平成 15 年 6 月の中央環境審議会第 6 次答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」に基づき、ディーゼル特殊自動車について排出ガス規制強化、また、新たにガソリン・LPG 特殊自動車の排出ガス規制を導入するため、大気汚染防止法に基づく「自動車排出ガスの量の許容限度」（昭和 49 年 1 月環境庁告示第 1 号）を一部改正し、平成 17 年 6 月 28 日付で公布しました。

この改正により、ディーゼル特殊自動車の排出ガス規制が平成 18 年から段階的に、またガソリン・LPG 特殊自動車（定格出力が 19kW 以上 560kW 未満）に対して、平成 19 年から排出ガス規制が実施されることとなります。

ディーゼル特殊自動車についての新しい規制値は、現行の規制値に比べ、窒素酸化物を 25～43%、粒子状物質を 15～50%、粒子状物質のうちディーゼル黒煙を 0～38%、炭化水素を 33～60% 低減しました。ただし一酸化炭素については規制値を据え置きました。

新設されたガソリン・LPG 特殊自動車の規制値は、一酸化炭素が出力 1 キロワット時あたり 20.0 グラム、炭化水素が出力 1 キロワット時あたり 0.6 グラム、窒素酸化物が出力 1 キロワット時あたり 0.6 グラムとなっています。

なお、今回の改正を受けて、国土交通省も「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」の改正を行う予定で、これによりガソリン特殊自動車では 19 年規制、ディーゼル特殊自動車については車種ごとに 18 年規制（定格出力が 130 キロワット以上 56 キロワット未満）、19 年規制（定格出力が 19 キロワット以上 37 キロワット未満、及び 75 キロワット以上 130 キロワット未満）、20 年規制（定格出力が 375 キロワット以上 755 キロワット未満）が実施されることとなります。

資料:2005 年 6 月 28 日付 EIC ネット

環境技術箇所 田中洋次郎

事業内容

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析  | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明   | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定     |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理       |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査  | 8 委託試験・研究・開発          |

